

下関市太陽光発電事業と地域環境との
調和に関する条例・規則

手 引 書

令和5年6月策定
令和6年4月改訂

下 関 市

■ 条例制定の背景

固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電施設の導入が急速に進んだことで、太陽光発電事業に伴う森林伐採や土地開発が地域環境に与える影響に対して、懸念が指摘されています。

このため、太陽光発電事業の実施に必要な基本的事項を定めることによって、発電事業者が地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した太陽光発電事業を行うとともに地域住民の安全な生活と環境保全に寄与することを目的とし、令和4年12月21日に条例を制定しました（令和5年7月1日施行）。

■ 本手引書及び下関市発電施設建設ナビについて

本手引書は、条例及び規則の規定及び届出の方法等について記載しています。

太陽光発電事業の実施に当たっては、本手引書、下関市発電施設建設ナビ、経済産業省資源エネルギー庁発行の「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック」等を確認してください。

【目 次】

1. 目的	1
2. 定義	2
3. 市の責務	5
4. 事業者の責務	6
5. 事前協議	7
6. 近隣関係者への説明	9
7. 事業計画の届出	11
8. 施設設置の届出	14
9. 施設設置の変更の届出	17
10. 標識の設置	19
11. 維持管理	22
12. 事業廃止の届出	23
13. 報告の徴収等	25
14. 立入調査等	26
15. 指導、助言及び勧告	27
16. 公表	28
17. 規則への委任	29
18. 附則 施行期日	30
19. 附則 経過措置	31
20. 附則 既存施設の届出	32
21. 附則 既存施設の標識の設置	33
22. 規則で定める様式（記入例）	34
様式第1号（第3条関係）	35
様式第2号（第4条関係）	37
様式第3号（第5条関係）	41
様式第4号（第6条関係）	43
様式第5号（第8条関係）	45
様式第6号（第9条関係）	46

1. 目的

条例	(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な基本的事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域環境との調和を図り、もって下関市民の安全な生活及び下関市の環境の保全に寄与することを目的とする。
規則	(趣旨) 第1条 この規則は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（令和4年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

■ 条例の目的

事業者が発電施設を設置するに当たり関係法令及び条例を遵守することは、地域と共生する上での前提となります。しかしながら、関係法令や条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全などの観点から、対策が必要となる場合もあります。

この条例は、太陽光発電事業の実施に必要な基本的事項を定めることによって、発電事業者が地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるとともに、地域住民の安全な生活と環境保全に寄与することを目的としています。

2. 定義

条 例	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 太陽光発電施設 太陽光発電設備及びその附帯施設をいう。</p> <p>(3) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。</p> <p>(4) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し、発電を行う事業で、その出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。</p> <p>(5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。</p> <p>(6) 事業者 市内において太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。</p> <p>(7) 近隣関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境又は景観に一定の影響を受けると認められる者として規則で定める者をいう。</p>
規 則	<p>(近隣関係者)</p> <p>第2条 条例第2条第7号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者並びにこれらについて使用することができる権限を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</p>

■太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附属設備（パワーコンディショナーや接続箱等）をいい、電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）及び建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除きます。

■太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光発電設備及びその附帯施設をいいます。

附帯施設とは、道路（建築基準法第42条に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から太陽光発電施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）、太陽光発電施設の維持に必要な工作物（法面や擁壁、排水施設、柵塀等を含む。）をいいます。

■太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置すること及び増設することの両方をいい、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含みます。なお、事業計画時の現地調査のための測量や木竹の伐採は除きます。

■太陽光発電施設を増設

太陽光発電施設を増設とは、次の場合をいいます。

ア 事業区域の面積を広げること。

イ 太陽光発電設備の出力又は太陽電池の合計出力を増加させること。

※ 破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの取替え、架台の交換等の太陽光発電施設の機能を単に維持するための行為は、増設に含みません。

■太陽光発電事業

太陽光発電事業とは、太陽光発電施設を利用して発電を行う事業をいいます。

この条例では、太陽光発電事業のうち、出力の合計が10キロワット以上のものを対象とします。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上等に太陽光発電設備を設置するものを除きます。

■事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設を設置する上で必要となる土地の区域をいいます。

ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附属設備、附帯施設等の設置に必要な土地を加えた区域となります。

事業区域が、道路や水路などで分断された区域であっても一体的に利用している場合は一つの事業区域とします。また、事業者が異なる場合で施設の一部を共用して事業を実施する場合などは一つの事業区域とみなします。

■近隣関係者

近隣関係者とは、太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に影響を受けると認められる者をいいます。

この条例では、事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者並びにこれらについて使用することができる権限を有する者は、原則として近隣関係者に含むと規定しています。

また、近隣関係者は、太陽光発電設備の出力や立地条件及び周辺の環境により異なると考えていますので、事業者が近隣関係者の範囲を判断し、決定してください。

3. 市の責務

条例	(市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。
----	--

■市の責務

本市は、この条例の目的の達成のため、手続が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることとしています。

4. 事業者の責務

条例	(事業者の責務) 第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、災害の発生を防止し、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に十分配慮し、並びに近隣関係者と良好な関係を保つよう努めるものとする。
----	--

■関係法令の遵守

事業者は、この条例や規則を遵守するとともに、太陽光発電施設の設置に係る関係法令についても遵守してください。

発電設備の出力や設置する場所によって、関係する法令が異なることが考えられます。事業者の責任において、法令を所管する行政機関に問い合わせをして、手続が必要か否か事前に十分確認をしてください。

■地域環境の保全、災害発生の防止

事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする際は、早い段階から太陽光発電事業が地域環境に与える影響を十分考慮し、計画してください。太陽光発電事業を実施するに当たり、事業全体を通して、地域環境を保全しながら、災害発生を防止するための対策を講じてください。

■近隣関係者への説明等

事業者は、防災、環境、景観面等について近隣関係者が不安を抱かないよう、事業を実施するようにしてください。このため、計画段階から近隣関係者に事業の十分な説明を行い、理解を求め、良好な関係を保つよう努めてください。

近隣関係者への説明については、P9「6. 近隣関係者への説明」を参照してください。

5. 事前協議

<p>条 例</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第5条 事業者は、太陽光発電施設の設置を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と事前協議を行わなければならない。</p>
<p>規 則</p>	<p>(事前協議の届出)</p> <p>第3条 条例第5条の事前協議を行おうとする事業者は、太陽光発電事業に関する事前協議届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認めるときは、これらの書類又は当該書類において明示すべき事項の一部を省略させることができる。</p> <p>(1) 太陽光発電施設の位置図</p> <p>(2) 事業区域図</p> <p>(3) 太陽光発電施設の配置計画図</p> <p>(4) 現況写真</p> <p>(5) 当該太陽光発電事業の実施により、生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

■太陽光発電事業に関する事前協議の届出

事業者が太陽光発電施設の設置を行おうとする場合に必要な手続です。

太陽光発電の事業計画を企画する早い段階で、地域と共生した太陽光発電事業を実施するために、必ず、市と協議を行ってください。事業の枠組み（事業の大まかな位置、規模等）が決定した段階で、事業実施に関して配慮をしなければならない事項について、市と協議を行います。

太陽光発電事業に関する事前協議届出書（様式第1号）（P35 参照）に必要事項を記入し、必要な書類を添付して届け出てください。（郵送可。）

（事業区域の土地の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも添付してください。）

なお、条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う場合については、条例附則第3項（P32 参照）の規定により、事前協議の届出は必要ありません。

○事前協議届出書の記入事項

①事業区域の所在

事業区域が所在する土地の代表となる地番を記入してください。

②事業区域の面積

事業区域の面積を整数で記入してください。大まかな面積で構いません。

③事業実施工程

ア 設置工事着手予定年月日

太陽光発電施設設置に係る工事（設置に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含み、事業計画時の現地調査のための測量や木竹の伐採は除きます。）に着手する予定年月日を記入してください。

イ 運転開始予定年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。

ウ 事業廃止予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

④土地の現況（地目及び面積）

事業区域の土地の現況について、地目ごとに面積を記入してください。

（地目ごとの面積の合計は、事業区域の面積と一致させてください。）

⑤土地の権利関係

事業区域の土地について、該当するものに○を付してください。

- ・自己所有地…太陽光発電事業を計画する前から自己の所有地であるもの
- ・売買…太陽光発電事業のために取得（予定を含む。）したもの
- ・借地…太陽光発電事業のために賃借（予定を含む。）したもの

⑥土地への影響

太陽光発電事業の実施に当たり、木竹伐採等を予定されている場合について、該当するものに○を付してください。

⑦発電設備の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記入してください。

50キロワット以上は小数点以下を切り捨て、50キロワット未満は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入してください。

6. 近隣関係者への説明

条 例	(近隣関係者への説明)
	第6条 事業者は、前条の事前協議を行った後、次条の規定による届出をしようとする場合は、その事業区域に係る近隣関係者に対し、あらかじめ説明会を開催し、又はその他の方法により周知を図らなければならない。
	2 前項の周知を図るに当たっては、事業者は、前条の事前協議の結果を反映した事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
	3 第1項の周知を受けた近隣関係者は、当該事業者に対し、当該事業計画に関する意見を口頭で述べ、又は意見書を提出することができる。
	4 事業者は、前項の規定による近隣関係者の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

■近隣関係者（再掲）

近隣関係者とは、太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に影響を受けると認められる者をいいます。

この条例では、事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者並びにこれらについて使用することができる権限を有する者は、原則として近隣関係者に含むと規定しています。

また、近隣関係者は、太陽光発電設備の出力や立地条件及び周辺的环境により異なると考えていますので、事業者が近隣関係者の範囲を判断し、決定してください。

■近隣関係者への説明

近隣関係者への周知は、太陽光発電事業を円滑に進める上で非常に重要です。

太陽光発電事業は長期にわたることから、事業計画作成の早い段階から近隣関係者の理解を得ながら事業を実施してください。

近隣関係者への周知方法については、事業規模や地域の実情を踏まえ、適切な方法を選んでください。（（例）説明会の開催、チラシの配付、回覧板への掲載、個別訪問など。）

■説明記録の作成

説明会等、近隣関係者への周知については、太陽光発電事業に関する事業計画

届出書（様式第2号）の「別紙 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録」（P39 参照）により説明記録を作成してください。なお、説明記録は、事業計画届出書の添付書類として提出してください。

事業計画の届出後に追加の説明会等を行った場合は、同様に説明記録を作成し、太陽光発電施設設置届出書（様式第3号）（P41 参照）の添付書類として提出してください。

なお、条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う場合については、条例附則第3項（P32 参照）の規定により、近隣関係者への説明、説明記録の作成及び提出は必要ありません。

7. 事業計画の届出

条例	<p>(事業計画の届出)</p> <p>第7条 事業者は、太陽光発電施設の設置に関する工事を行おうとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、第5条の事前協議の結果を反映し、及び前条第3項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>
規則	<p>(事業計画の届出)</p> <p>第4条 条例第7条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電事業に関する事業計画届出書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長は、その必要がないと認めるときは、これらの書類又は当該書類において明示すべき事項の一部を省略させることができる。</p> <p>(1) 太陽光発電施設の位置図</p> <p>(2) 現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真</p> <p>(3) 太陽光発電施設の配置計画図</p> <p>(4) 事業区域の求積図</p> <p>(5) 排水計画平面図</p> <p>(6) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録(様式第2号別紙)</p> <p>(7) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、条例第7条の規定による届出を受けた太陽光発電事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村の長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。</p>

■太陽光発電事業に関する事業計画の届出

太陽光発電施設の設置に関する工事を行おうとする場合に必要の手続です。

事業者は、太陽光発電施設の設置に関する工事に着手しようとする日の30日前までに太陽光発電事業に関する事業計画届出書(様式第2号)(P37参照)に必要事項を記入し、必要な書類を添付して届け出てください。(郵送可。)

なお、条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う場合については、条例附則第3項（P32 参照）の規定により、事業計画の届出は必要ありません。

○事業計画届出書の記入事項

①事業区域の所在

事業区域が所在する土地の地番を全て記入してください。欄内に記入できない場合は、別に一覧等を作成してください。

②事業区域の面積

事業区域の面積を整数で記入してください。

③事業実施工程

ア 設置工事着手予定年月日

太陽光発電施設設置に係る工事（設置に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含み、事業計画時の現地調査のための測量や木竹の伐採は除きます。）に着手する予定年月日を記入してください。

なお、事業計画の届出を行う前若しくは当該届出を行った後30日が経過する前に太陽光発電施設設置に係る工事に着手した場合は、条例第15条第2項に規定する勧告（P27 参照）の対象となりますのでご注意ください。

イ 系統連系予定年月日

系統連系を行う予定年月日を記入してください。

ウ 運転開始予定年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始する予定年月日を記入してください。

エ 事業廃止予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

④土地の現況（地目及び面積）

事業区域の土地の現況について、地目ごとの面積を記入してください。（地目ごとの面積の合計は、事業区域の面積と一致させてください。）

⑤土地の権利関係

事業区域の土地について、該当するものに○を付してください。

- ・自己所有地…太陽光発電事業を計画する前から自己の所有地であるもの
- ・売買…太陽光発電事業のために取得（予定を含む。）したもの

・借地…太陽光発電事業のために賃借（予定を含む。）したもの

⑥発電設備の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記入してください。

50キロワット以上は小数点以下を切り捨て、50キロワット未満は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入してください。

8. 施設設置の届出

条例	<p>(施設設置の届出)</p> <p>第8条 前条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに当該太陽光発電施設の設置の内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>
規則	<p>(施設設置の届出)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電施設設置届出書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる書類</p> <p>(2) 太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のうち、その内容が前条第1項の規定により市長に提出した書類の内容と同一であるものについては、事業者は、その提出を省略することができる。</p>

■太陽光発電施設に係る設置の届出

太陽光発電施設の設置工事が完了したときに必要な手続です。

設置工事が完了したときは、速やかに太陽光発電施設設置届出書(様式第3号)(P41参照)に必要な事項を記入し、必要な書類を添付して届け出てください。(郵送可。)

なお、条例の施行日(令和5年7月1日)前に設置工事に着手した太陽光発電施設(既存施設)を利用して太陽光発電事業を行う場合については、次の書類を添付して速やかに届け出てください。(郵送可。)

(既存施設の場合の添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真(全景、標識(記載事項が見えるように撮影してください。))
- (3) 太陽光発電施設の配置図

※ 事業区域の土地の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも添付してください。

○設置届出書の記入事項等

①事業区域の所在

事業区域が所在する土地の地番を全て記入してください。欄内に記入できない場合は、別に一覧等を作成してください。

②事業区域の面積

事業区域の面積を整数で記入してください。

③発電設備の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記入してください。

50キロワット以上は小数点以下を切り捨て、50キロワット未満は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入してください。

④事業実施工程

ア 設置工事完了日

太陽光発電施設設置に係る工事が完了した年月日を記入してください。

イ 系統連系（予定）年月日

系統連系を行った年月日又は予定年月日を記入してください。

ウ 運転開始（予定）年月日

太陽光発電施設を稼働し、太陽光発電事業を開始した年月日又は開始する予定年月日を記入してください。

エ 事業廃止予定年月日

太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電施設の撤去を完了する予定年月日を記入してください。

オ 事業者の担当者

太陽光発電事業を行う事業者の担当者について記入してください。

カ 保守点検責任者

太陽光発電施設の保守点検責任者について記入してください。

⑤裏面 添付書類の提出の省略

裏面に記載している添付書類のうち、事業計画の届出時に提出した添付書類の内容から変更がないため提出を省略する場合は、□にチェックを入れ、〔 〕内に省略する書類の番号を記入してください。

※ 条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）を利用して太陽光発電事業を行う場合については、記入不要です。

⑥太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真

太陽光発電施設の全景及び標識（記載事項が見えるように撮影してください。）の写真を添付してください。

9. 施設設置の変更の届出

条例	<p>(施設設置の変更の届出)</p> <p>第9条 前条の規定により太陽光発電施設の設置の内容について届け出た事業者は、当該届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p>
規則	<p>(施設設置の変更の届出)</p> <p>第6条 条例第9条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電施設設置変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条ただし書の規則で定める軽微な変更は、近隣関係者の生活環境及び景観に影響を与えるおそれがない変更(事業者及び保守点検責任者に係る変更を除く。)で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業区域の面積の縮小</p> <p>(2) 太陽光発電設備の出力の縮小</p> <p>(3) その他市長が認める軽微な変更</p>

■太陽光発電施設設置に関する変更の届出

太陽光発電施設設置の届出後に、届け出た内容を変更しようとする場合に必要
な手続です。太陽光発電施設設置変更届出書(様式第4号)(P43参照)に必要
事項を記入し、必要な書類を添付して届け出てください。(郵送可。)

事業区域の面積の縮小、太陽光発電設備の出力の縮小、その他市長が認める軽
微な変更以外は届出が必要です。

なお、事業者を変更する場合は、変更後の事業者が届け出てください。

また、標識の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに標識の書換え等を行い、
変更後の標識の写真(記載事項が見えるように撮影してください。)を提出して
ください。

○変更届出書の記入事項

①事業区域の所在

変更前の事業区域が所在する土地の地番を全て記入してください。欄内に
記入できない場合は、別に一覧等を作成してください。

②別紙

変更しようとする項目について、変更の内容を記入してください。変更がない項

目には「無し」と記入してください。

項目に記載のない変更については、「その他」の欄に変更しようとする項目及び変更の内容を記入してください。

10. 標識の設置

<p>条 例</p>	<p>(標識の設置)</p> <p>第10条 事業者は、事業区域の外部から見えやすい場所に、当該事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置し、太陽光発電事業を実施する間、これを維持しなければならない。</p>
<p>規 則</p>	<p>(標識の記載事項等)</p> <p>第7条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）</p> <p>(2) 太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積</p> <p>(3) 太陽光発電施設の出力</p> <p>(4) 太陽光発電事業の実施予定期間</p> <p>(5) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）</p> <p>2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。</p>

■標識の設置

固定価格買取制度では、発電出力20キロワット以上の太陽光発電事業者は、発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示することが義務付けられています。この条例では、発電出力10キロワット以上20キロワット未満や固定価格買取制度によらない発電出力10キロワット以上の太陽光発電事業の事業者にも標識の設置を義務付けています。

標識は、土地の造成等の工事の段階から設置してください。

なお、条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）を利用して太陽光発電事業を行う場合で、まだ標識を設置していない事業者は、速やかに設置してください。

■標識の記載事項

条例で規定する標識の記載事項は以下のとおりです。

なお、固定価格買取制度で規定する記載事項とこの条例で求める記載事項は、一部異なりますのでご注意ください。

①事業者の氏名、住所及び連絡先

法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。

連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

②太陽光発電施設の設置場所及び事業区域の面積

設置場所の土地の地番が複数ある場合は、代表地番を記載してください。

③太陽光発電施設の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載してください。

④太陽光発電事業の実施予定期間

太陽光発電事業の運転を予定している実施期間を記載してください。

⑤太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名、住所及び連絡先

法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。

連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

■標識の規格

標識は、風雨等により文字が消えることのないよう適切な材料を使用してください。また、強風等で標識が飛散しないよう設置してください。

標識の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上としてください。

■標識の記載事項の変更

標識の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに標識の書換え等を行ってください。なお、標識の変更にあつては、既に設置されている標識の記載事項の変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

■他の法令に基づき設置する標識との関係

他の法令で標識の設置を求められている場合、当該標識の記載事項において、条例が求める記載事項と同一である場合は、他の法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があつたものとみなします。

<標識の参考例>

25cm 以上	太 陽 光 発 電 施 設		
	太陽光発電事業者	氏 名	下関 太郎
		住 所	下関市南部町1-1
		連絡先	083-231-1111
	設置場所	下関市南部町〇-〇	
	事業区域の面積	3,500 m ²	
	太陽光発電施設の出力	〇〇〇kW	
	太陽光発電事業の 実施予定期間	(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇〇〇年〇月〇日	
	維持管理者	氏 名	株式会社〇〇〇〇 代表者 △△△△
		住 所	下関市〇〇町〇-〇
連絡先		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
35cm 以上			

1 1. 維持管理

条 例	(維持管理) 第11条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害の防止並びに生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境の保全に係る支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるように維持管理しなければならない。
--------	--

■太陽光発電施設等の維持管理の必要性

事業者は、太陽光発電事業を適正に、かつ長期安定的に運営し、太陽光発電施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。

地域環境の変化に応じ、適切な維持管理ができるよう、太陽光発電施設の設備等の確認を定期的に行ってください。

1 2. 事業廃止の届出

条 例	(事業廃止の届出) 第12条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、その太陽光発電施設撤去工事完了の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
規 則	(廃止の届出) 第8条 条例第12条の規定による届出を行おうとする事業者は、太陽光発電事業廃止届出書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。 (1) 太陽光発電施設の撤去前後の状況が分かる写真 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■太陽光発電事業廃止の届出

太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電施設を撤去した場合に必要な手続です。太陽光発電施設撤去工事を完了した日から起算して30日以内に太陽光発電事業廃止届出書(様式第5号)(P45参照)に必要事項を記入し、必要な書類を添付して届け出てください。(郵送可。)なお、発電施設の一部又は全部の解体、撤去を行い、その場所で発電事業を再度行う場合は、太陽光発電施設設置変更届出書(様式第4号)(P43参照)を提出していただくことになります。

○事業廃止届出書の記入事項

①事業区域の所在

事業区域が所在する土地の地番を全て記入してください。欄内に記入できない場合は、別に一覧等を作成してください。

②事業区域の面積

事業区域の面積を整数で記入してください。

③太陽光発電施設撤去工事完了年月日

撤去工事が完了した年月日を記入してください。

④太陽光発電事業廃止年月日

発電事業の廃止年月日を記入してください。

⑤太陽光発電事業廃止理由

発電事業を廃止した理由を記入してください。

(例) 太陽光発電施設の老朽化に伴うもの

⑥太陽光発電事業廃止後の土地の利用

太陽光発電事業を廃止した後の土地の利用について記入してください。

⑦特記事項

原状回復時に行った措置等、特記すべき事項を記入してください。

13. 報告の徴収等

	(報告の徴収等)
条 例	第13条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

■ 報告の徴収

市長は、太陽光発電施設の設置工事、維持管理等において、施設の状況などを確認する必要があるときは、事業者に対して報告や資料の提出を求めることができます。

14. 立入調査等

<p style="text-align: center;">条 例</p>	<p style="text-align: center;">(立入調査等)</p> <p>第14条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の調査又は質問（次項において「立入調査等」という。）を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p>	<p style="text-align: center;">(身分証明書)</p> <p>第9条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号による。</p>

■立入調査等

市長は、当該職員に太陽光発電事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他物件を調査し、関係者に質問することができます。

職員が立入調査等を行う際には身分を示す証明書を携帯し、関係者から求められた場合は、その証明書を提示しなければなりません。

15. 指導、助言及び勧告

条例	<p>(指導、助言及び勧告)</p> <p>第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。</p> <p>2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第5条の規定による事前協議を行わず、又は当該事前協議において虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による周知を図る措置を講じなかったとき。</p> <p>(3) 第7条の規定による届出を行わず、又は当該届出を行う前若しくは当該届出を行った後30日が経過する前に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手したとき。</p> <p>(4) 第8条、第9条及び第12条の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>(5) 第11条の規定による太陽光発電施設及び事業区域内の適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(6) 第13条の規定により求められた報告若しくは資料について提出を行わず、又は虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行ったとき。</p> <p>(7) 前条第1項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(8) その太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるとき。</p> <p>(9) 前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。</p>
----	---

■指導、助言及び勧告

事業者は、太陽光発電事業が長期的に地域環境と調和し、地域住民と共生できる事業実施の確保を図る条例の目的を達成することができるよう、市長の指導・助言に誠実に対応してください。

条例に規定する届出等を行わなかったり、虚偽の報告、虚偽の資料の提出等を行った場合等は、市長は事業者に対して、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができます。

16. 公表

条 例	<p style="text-align: center;">(公表)</p> <p>第16条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ当該事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
--------	---

■ 勧告内容の公表

市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）とその勧告の内容を公表することができます。公表は市のホームページ上で行います。

■ 意見の陳述

市長は、勧告内容等を公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則弁明書の提出によるものとします。その手続については、下関市行政手続条例（平成17年条例第24号）によるものとなります。

17. 規則への委任

条例	(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
----	---

■規則への委任

条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例が運用できるよう、規則で手続等を定めることを規定しています。

18. 附則 施行期日

条 例	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
規 則	(施行期日) 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

■施行期日

条例の施行日は、令和5年7月1日ですが、条例の施行日より前に設置工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、次項以後の経過措置が適用されます。

19. 附則 経過措置

条例	(経過措置)
	2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日を経過する日までの間に太陽光発電施設の設置に関する工事に着手しようとする者に対する第7条の規定の適用については、同条中「当該工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

■経過措置

既存施設と、条例の施行後に設置工事に着手する太陽光発電施設の手続の取扱を明確にするため、その内容を規定しています。

令和5年7月1日（施行日）から令和5年7月31日までの間に太陽光発電施設の設置工事に着手する場合において、条例第7条に規定する事業計画の届出（P11 参照）の時期について規定したものです。

なお、既存施設に対してすべき手続等については、附則の各条文中で定めています。

※太陽光発電施設の設置工事の着手とは、次のことをいいます。

太陽光発電施設を設置するための現地における工事（木竹の伐採、土地の形質の変更を含む。）に着手すること。なお、事業計画時の現地調査のための測量や木竹の伐採は除きます。

20. 附則 既存施設の届出

条例	<p>3 第5条から第7条まで及び第15条第2項第1号から第3号までの規定は、施行日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設を利用して太陽光発電事業を行う事業者（以下「既存施設の事業者」という。）については、適用しない。</p> <p>4 既存施設の事業者に対する第8条の規定の適用については、同条中「前条の規定による届出をした事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「当該届出に係る太陽光発電施設の設置に関する工事が完了したときは、速やかに」とあるのは「令和6年3月31日までに」とする。</p>
規則	<p>（経過措置）</p> <p>2 条例附則第3項に規定する既存施設の事業者に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「事業者」とあるのは「既存施設の事業者」と、「前条第1項第1号及び第3号から第7号まで」とあるのは「前条第1項第1号」とする。</p>

■既存施設の届出

既存施設の事業者については、条例に規定する事前協議（第5条）、近隣関係者への説明（第6条）、事業計画の届出（第7条）、第15条第2項の勧告のうち第1号から第3号までの規定は適用しません。

■既存施設の設置の届出

既存施設の事業者は、条例第8条に規定する施設設置の届出については、令和6年3月31日までに届出を行うよう規定したものです。

まだ当該届出を行っていない既存施設の事業者は、太陽光発電施設設置届出書（様式第3号）（P41参照）に必要事項を記入し、次の書類を添付して速やかに届け出てください。（郵送可。）

（添付書類）

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真（全景、標識（記載事項が見えるように撮影してください。））
- (3) 太陽光発電施設の配置図

※ 事業区域の土地の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも添付してください。

2 1. 附則 既存施設の標識の設置

条例	5 既存施設の事業者に対する第10条の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「既存施設の事業者は、令和6年3月31日までに」とする。
----	--

■既存施設の標識の設置

既存施設の事業者は、令和6年3月31日までに、既存施設の事業区域の外部から見えやすい場所に、標識を設置するよう規定したものです。まだ標識を設置していない既存施設の事業者は、速やかに標識を設置してください。各事項の説明その他標識設置に係る必要事項は P19「10. 標識の設置」を参照してください。

■既存施設の標識の変更

標識の設置後に、標識の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに標識の書換え等を行ってください。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識の記載事項の変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

また、施設設置の変更の届出（P17 参照）を行ってください。（軽微な変更を除く。）

■他の法令に基づき設置する標識との関係

- ・原則として、規則第7条（P18 参照）で定める記載事項を記載した標識を設置してください。
- ・他の法令で標識の設置を求められている場合、当該標識の記載事項において、条例が求める記載事項と同一である場合は、他の法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があったものとみなします。
- ・既に固定価格買取制度の規定を満たす標識を設置している場合は、条例で義務付けている標識の設置があったものとみなします。ただし、標識を更新する際には、規則に合致した標識を設置してください。
- ・既に上記以外の標識を設置済みの場合で、当該標識に太陽光発電事業者又は維持管理者の緊急連絡先が記載されており、やむを得ない理由により、速やかな標識の書換え等が困難な場合は、標識の更新の際に、規則に合致した標識に更新することを認めることとします。

2 2. 規則で定める様式（記入例）

・ 太陽光発電事業に関する事前協議届出書	様式第 1 号（第 3 条関係）	……34
・ 太陽光発電事業に関する事前計画届出書	様式第 2 号（第 4 条関係）	……36
・ 太陽光発電施設設置届出書	様式第 3 号（第 5 条関係）	……40
・ 太陽光発電施設設置変更届出書	様式第 4 号（第 6 条関係）	……42
・ 太陽光発電事業廃止届出書	様式第 5 号（第 8 条関係）	……44
・ 身分証明書	様式第 6 号（第 9 条関係）	……45

様式第1号（第3条関係）

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）下関市長

事業者 住所 下関市南部町1-1
 氏名 下関 太郎
 電話番号 083-231-1111

太陽光発電事業に関する事前協議届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第5条の規定により、下記のとおり事前協議を行いたいので届け出ます。

記

事業区域の所在	下関市南部町〇-〇				
事業区域の面積	3,000 m ²				
事業実施工程	設置工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
	運転開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
	事業廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
土地の現況（地目及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²	500m ²	2,500m ²	m ²	3,000m ²
土地の権利関係（該当するものに○）	自己所有地	○ 売買	借地		
土地への影響（該当するものに○）	○ 土地造成 ○ 切土・盛土		○ 木竹伐採		
発電設備の出力	<u>〇〇〇 kW</u> <small>（太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入）</small>				

備考	
----	--

- 注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
- 2 事業区域の面積は、整数で記入すること。
- 3 発電設備の出力は、50kW以上は小数点以下を切り捨て、50kW未満は小数点以下第1位(小数点以下第2位を切捨て)まで記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 事業区域図(土地の形質変更又は木竹の伐採を行おうとする場合は、該当する土地の範囲を示すこと。)
- (3) 太陽光発電施設の配置計画図
- (4) 現況写真
- (5) 実施する太陽光発電事業が生活環境、景観及び自然環境その他の地域環境に与える影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類(影響があると考えられる場合のみ。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 事業区域の土地の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも添付してください。

様式第2号（第4条関係）

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）下関市長

事業者 住所 下関市南部町1-1
氏名 下関 太郎
電話番号 083-231-1111

太陽光発電事業に関する事業計画届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第7条の規定により、下記のとおり太陽光発電事業の事業計画を届け出ます。

記

事業区域の所在	下関市南部町〇-〇、〇-△、〇-□				
事業区域の面積	3,000 m ²				
事業実施工程	設置工事着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
	系統連系予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
	運転開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
	事業廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日			
土地の現況（地目及び面積）	宅地	農地	山林	その他	合計
	m ²	500m ²	2,500m ²	m ²	3,000m ²
土地の権利関係（該当するものに○）	自己所有地	○ 売買	借地		
発電設備の出力	〇〇〇 kW (太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入)				

備考	
----	--

- 注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。
- 2 事業区域の面積は、整数で記入すること。
- 3 発電設備の出力は、50kW以上は小数点以下を切り捨て、50kW未満は小数点以下第1位(小数点以下第2位を切捨て)まで記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真
- (3) 太陽光発電施設の配置計画図
- (4) 事業区域の求積図
- (5) 排水計画平面図
- (6) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録(別紙)
- (7) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録

実施方法	説明会 その他 (戸別訪問)
実施日	令和〇年〇月〇日
説明会開催場所	〇〇公民館
説明者	〇〇〇〇※法人の場合は、会社名及び説明者氏名を記入してください。
周知した 近隣関係者数	周知者数 (〇) 人
周知者からの 主な意見	
意見への対応	
その他	

- 注1 説明会を複数回行った場合は、説明会を行った日、開催場所ごとに、この別紙を作成すること。
- 2 戸別訪問を行った場合は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法でこの別紙を作成すること。
- (1) 1戸にのみ訪問した場合又は複数戸に訪問して同じ内容の説明を行った場合 1枚にまとめて作成する。
 - (2) 前号の説明を行った後に異なる内容の説明を再度訪問して行った場合 説明した内容ごとに作成する。
- 3 戸別訪問を行った場合で、一定の期間にわたって訪問したときは、実施日の行には当該期間を記入すること。また、複数戸に対して訪問したときは、説明会開催場所の行には「別添のとおり」と記入した上で、訪問先の名簿を添付すること。
- 4 意見への対応は、説明会、戸別訪問等の中で近隣関係者へ説明した内容を記入すること。

(添付書類)

- (1) 周知のため使用し、又は配布した図書の写し

- (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
- (3) 説明会を開催した場合は、開催状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）下関市長

事業者 住所 下関市南部町1-1
 氏名 下関 太郎
 電話番号 083-231-1111

太陽光発電施設設置届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第8条の規定により、
 下記のとおり太陽光発電施設の設置について届け出ます。

記

事業区域の所在	下関市南部町〇-〇、〇-△、〇-□	
事業区域の面積	3,000 m ²	
発電設備の出力	〇〇〇 kW <small>（太陽光発電設備の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい値を記入）</small>	
事業実施工程	設置工事完了日	令和〇年 〇月 〇日
	系統連系 （予定） 年月日	令和〇年 〇月 〇日
	運転開始 （予定） 年月日	令和〇年 〇月 〇日
	事業廃止予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
事業者の担当者	所属	〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
保守点検責任者	住所	下関市〇〇町〇-〇
	氏名	株式会社〇〇〇〇 代表者 △△△△
	担当者 （連絡先）	〇〇〇〇 (TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
備考		

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 保守点検責任者が法人の場合は、主たる事務所の所在地を保守点検責任者の住所欄に、名称及び代表者の氏名を保守点検責任者の氏名欄に記入すること。

(添付書類)

- (1) 太陽光発電施設の位置図
- (2) 太陽光発電施設の配置図
- (3) 事業区域の求積図
- (4) 排水計画平面図
- (5) 太陽光発電事業に関する近隣関係者への説明記録
- (6) 条例第6条第4項の規定による近隣関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類
- (7) 太陽光発電施設の設置後の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）を利用して太陽光発電事業を行う場合については、以下は記入不要です。

※該当する場合は、下記の□に☑を入れること。

第1号から第6号までの添付書類のうち、次の書類は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第7条の規定による届出時に提出した添付書類の内容から変更がないため、提出を省略します。

[(1)、(2)]

※上記 [] 内に省略する書類の番号を記入すること。

(例：第1号と第2号の書類を省略するとき [(1)、(2)])

※ 条例の施行日（令和5年7月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）を利用して太陽光発電事業を行う場合については、次の書類を添付して速やかに届け出てください。（郵送可。）

(既存施設の場合の添付書類)

- ・ 太陽光発電施設の位置図
- ・ 太陽光発電施設の設置後の状況が分かる写真（全景、標識（記載事項が見えるように撮影してください。））
- ・ 太陽光発電施設の配置図

※ 事業区域の地番が分かる公図等をお持ちの場合は、その写しも添付してください。

様式第4号（第6条関係）

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）下関市長

※事業者の変更の場合は、変更後の事業者が届け出てください。

事業者 住所 下関市南部町1-1
氏名 下関 太郎
電話番号 083-231-1111

太陽光発電施設設置変更届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ている太陽光発電施設について、太陽光発電施設設置届の内容を別紙のとおり変更するので、届け出ます。

記

事業区域の所在	下関市南部町〇-〇、〇-△、〇-□
---------	-------------------

別紙

(変更の内容) ※変更がない項目には『無し』と記入してください。

項目	変更前	変更後
事業者 無し	住所 氏名 電話番号	住所 氏名 電話番号
事業者の担当者 無し	所属 氏名 連絡先	所属 氏名 連絡先
保守点検責任者 無し	住所 氏名 連絡先	住所 氏名 連絡先
その他 事業区域	下関市南部町〇-〇、〇- △、〇-□	下関市南部町〇-〇、〇- △、〇-□、△の一部
事業区域の面積	3, 000 m ²	3, 500 m ²
発電設備の出力	〇〇〇 kW	〇〇〇 kW

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

2 保守点検責任者が法人の場合は、主たる事務所の所在地を保守点検責任者の住所欄に、名称及び代表者の氏名を保守点検責任者の氏名欄に記入すること。

(添付書類)

・変更の内容が分かる資料

※ 標識の記載事項に変更が生じた場合は、標識の書換え等を行い、変更後の標識の写真（記載事項が見えるように撮影してください。）も提出してください。

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）下関市長

事業者 住所 下関市南部町1-1
 氏名 下関 太郎
 電話番号 083-231-1111

太陽光発電事業廃止届出書

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第12条の規定により、下記のとおり太陽光発電事業の廃止について届け出ます。

記

事業区域の所在	下関市南部町〇-〇、〇-△、〇-□、 △の一部
事業区域の面積	3,500 m ²
太陽光発電施設撤去工事完了年月日	令和〇年 〇月 〇日
太陽光発電事業廃止年月日	令和〇年 〇月 〇日
太陽光発電事業廃止理由	太陽光発電施設の老朽化に伴うもの。
太陽光発電事業廃止後の土地の利用	<input checked="" type="checkbox"/> 原状回復 （原状における用途：農地、山林） <input type="checkbox"/> その他 （ ）
特記事項	植林を実施

注1 事業者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記入すること。

（添付書類）

- (1) 太陽光発電施設の撤去前後の状況が分かる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

（表）

身 分 証 明 書				第 号			
下記の者は、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例第14条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。							
所属 職名及び氏名							
生年月日					年	月	日
発行年月日					年	月	日発行
下関市長				印			

（裏）

下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例(抜粋)
（立入調査等）
第14条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、当該職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
2 前項の調査又は質問（次項において「立入調査等」という。）を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指導、助言及び勧告）
第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。